

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(整理番号    -    )

処 分 名	年次報告、随時報告、合併報告、株式交換等報告、臨時報告の確認	
根拠法令および条項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12 条第 37 項	
所管部課グループ名	創業・経営課小規模企業グループ（電話 0776-20-0367（内線 2715））	
審  査  基  準	項 目	内 容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12 条第 37 項の規定に合致していること。</li>   <li>・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12 条第 2 項、第 4 項、第 6 項、第 8 項から第 10 項まで、第 12 項から第 30 項まで、第 32 項または第 34 項から第 36 項までに基づく報告書および書類の提出があること。</li> </ul>
	設定年月日    平成 29 年 4 月 1 日設定（令和元年 9 月 1 日最終変更）	
標準処理期間	2    月	
設定年月日    平成 29 年 4 月 1 日設定（平成    年    月    日最終変更）		